



# 長野県報

7月24日(月)  
平成29年  
(2017年)  
第2894号

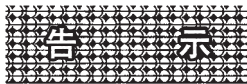
## 目次

### 告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課).....	1
生活保護法に基づく介護機関の指定(地域福祉課).....	1
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地の変更の届出(地域福祉課).....	2
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務の廃止の届出(地域福祉課).....	2

### 公告

長野県飯田創造館の指定管理者の候補者の募集(文化政策課).....	3
特定調達契約に係る一般競争入札(情報管理課).....	4



長野県知事 阿部 守一

### 長野県告示第395号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。  
平成29年7月24日

名称	所在地	認定の有効期限
長野県立信州医療センター	須坂市大字須坂1332	平成32年1月30日

医療推進課

### 長野県告示第396号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。  
平成29年7月24日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	社会福祉法人こころ	長野県諏訪市高島一丁目21番14号	こころのひろば小規模多機能型居宅介護事業所	長野県諏訪市高島一丁目21番14号	平成29年3月1日
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	社会福祉法人こころ	長野県諏訪市高島一丁目21番14号	福祉用具貸与・販売事業所こころ	長野県諏訪市高島一丁目21番14号	平成29年3月1日
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	社会福祉法人こころ	長野県諏訪市高島一丁目21番14号	こころのひろば地域密着型特別養護老人ホーム	長野県諏訪市高島一丁目21番14号	平成29年3月1日
居宅介護支援事業	社会福祉法人こころ	長野県諏訪市高島三丁目1300番1	居宅介護支援事業所こころ高島	長野県諏訪市高島三丁目1300番1	平成29年3月1日

認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人こころ	長野県諏訪市高島一丁目21番14号	こころのひろば地域密着型グループホーム	長野県諏訪市高島一丁目21番14号	平成29年3月1日
通所介護 介護予防通所介護	社会福祉法人すずらん福祉会	長野県駒ヶ根市赤穂14424番地3	エーデルこまがねデイサービスセンター	長野県駒ヶ根市赤穂14424番地3	平成29年4月1日

地域福祉課

## 長野県告示第397号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関から名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成29年7月24日

長野県知事 阿部守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
					新	旧	
訪問介護 介護予防訪問介護 総合事業 訪問型サービス	未来・ケアサポート株式会社	長野県諏訪市高島一丁目25番14号フジビル201号	すずらんの里訪問介護事業所	長野県諏訪市高島一丁目25番14号フジビル201号	未来・ケアサポート株式会社	未来・ケアサポート合同会社	平成25年6月1日
訪問介護 介護予防訪問介護 総合事業 訪問型サービス	未来・ケアサポート株式会社	長野県諏訪市高島一丁目25番14号フジビル201号	すずらんの里訪問介護事業所	長野県諏訪市高島一丁目25番14号フジビル201号	すずらんの里訪問介護事業所	介護24すずらんの里	平成28年4月1日

地域福祉課

## 長野県告示第398号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成29年7月24日

長野県知事 阿部守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
訪問介護 介護予防訪問介護 総合事業 訪問型サービス	特定非営利活動法人ふれあいセンターよもぎ	長野県岡谷市田中町1丁目9番19号	ふれあいセンターよもぎ	長野県岡谷市田中町1丁目9番19号	平成29年5月1日
通所介護 介護予防通所介護	特定非営利活動法人ふれあいセンターよもぎ	長野県岡谷市田中町1丁目9番19号	デイサービスよもぎ	長野県岡谷市田中町1丁目9番19号	平成29年5月1日
居宅介護支援	特定非営利活動法人ふれあいセンターよもぎ	長野県岡谷市田中町1丁目9番19号	ふれあいセンターよもぎ	長野県岡谷市田中町1丁目9番19号	平成29年5月1日

地域福祉課